

令和 8 年度

四日市市職員（助産師・看護師）募集案内

（令和 8 年 1 0 月 1 7 日試験実施分）

1 募 集 職 種 市立四日市病院の助産師・看護師
※助産師は、看護師業務に従事することがあります

2 採用予定人数 若干名

3 採用予定日 令和 9 年 1 月 1 日

4 受 験 資 格 次の①～③の条件を満たす人

- ① 昭和 5 2 年 4 月 2 日以降に出生し、助産師・看護師免許を有する人
ただし、助産師免許のみでの受験はできません
- ② 地方公務員法第 1 6 条に定める欠格条項に該当しない人
- ③ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する人

5 試験日時と会場

令和 8 年 1 0 月 1 7 日（土） 午前 9 時～

※試験開始時間に変更となる場合があります（変更となる場合は受験者へ通知します）
市立四日市病院 （四日市市芝田二丁目 2 番 3 7 号）

6 試 験 科 目

小論文、適性検査、面接

7 受 験 申 込 方 法

（1）市立四日市病院職員採用試験受験申込フォームから必要事項の登録を行ってください

URL : <https://logoform.jp/form/7p72/1730422>

※受験申込フォームからの登録は 1 回までとします

複数回入力してしまった人や入力を間違えた人は、市立四日市病院
総務課（Tel（059）354-1111 内線5215）まで連絡してください



（2）職員採用試験受験票に必要事項を記入し、以下の書類を同封して提出してください

- ① 写真（受験票に貼付、3 カ月以内に撮影の上半身・脱帽の写真） 2 枚
- ② 該当資格免許証の写し（免許取得者） 1 部
- ③ 大学・専門学校の卒業証書の写しまたは卒業証明書（免許取得者） 1 部
- ④ 返信用封筒（長形 3 号） 2 通
（2 通とも宛名を明記し、110 円切手を貼ってください。氏名の後に「様」を記入してください。）
- ⑤ 在留資格を証する書類（住民票等） 1 部（外国籍の人）

●受験申込を完了するためには、（1）、（2）両方の手続きが必要です

8 申 込 期 限

- ・受験申込フォームからの登録
令和8年10月6日（火）午後5時15分まで
- ・受験票（7（2）の書類）の提出
令和8年10月6日（火）までに必着（郵送も同じ）
※受付時間は月～金曜日（祝日を除く）…午前8時30分～午後5時15分

9 受験票等の提出先

〒510-8567 四日市市芝田二丁目2番37号
市立四日市病院 看護部 Tel (059) 354-1111 内線 5035・5036
※郵送の場合は、封筒に「受験票等在中」と朱書すること

10 試験結果通知 令和8年10月30日（金）郵便にて受験者宛発送予定

11 そ の 他

- ※試験日当日は、試験開始時間の15分前に着席すること
- ※鉛筆（BまたはHB）数本と消しゴムなどの筆記用具を持参すること

○ 採用後の給与等（令和8年4月1日現在）（金額は地域手当（9％）を含む）

- ① 初 任 給 282,180円（短大3卒の場合）
 286,022円（4大卒の場合）
- ★前職歴に応じて加算される場合があります（上限あり）
 - ★諸手当として、地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当等が支給されます
 - ★期末・勤勉手当が支給されます
 - ★民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります
 - ★「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります

- ② 勤 務 時 間 1週間あたり38.75時間
 （変則二交代勤務）
- | | |
|-------|-----------------|
| 日 勤 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 長 日 勤 | 午前8時30分～午後9時30分 |
| 夜 勤 | 午後8時30分～午前9時30分 |
- （三交代勤務）（一部病棟）
- | | |
|------|-----------------|
| 日 勤 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 準夜勤務 | 午後4時30分～午前1時15分 |
| 深夜勤務 | 午前0時30分～午前9時15分 |

- ③ 休 日 4週8休制（週休2日制）、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）

- ④ 休 暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます
その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた特別休暇があります

- ⑤ 院内託児所 あり（夜間保育、休日保育あり）

- ⑥ 引 越 助 成 四日市市外から四日市市内の賃貸住宅・持ち家に転居した際に、引越費用や賃貸住宅の仲介手数料等を職員自身が負担したとき、上限50,000円の助成があります。※市外から市内の実家に戻る場合等は不可

- ⑦ 福 利 厚 生 共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています

《 参 考 》

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

《 参 考 》

外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- （1） 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- （2） 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- （3） 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- （4） その他公権力の行使に該当することとなる職務

2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の担当職及び課長専決権限を全部適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く）の職（具体的には課付主幹、係長、主幹）への昇任は制限されません。